

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	【個人番号カード交付管理】住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム	
行政機関等の名称	志摩市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳に関する記録の適正な管理のため	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 本籍・国籍、7 個人番号、8 学業・学歴、9 公的扶助受給、10 家族状況、11 親族・続柄、12 婚姻歴、13 居住状況、14 その他	
記録範囲	志摩市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人、他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 志摩市役所 市民生活部 市民課	
	(所在地) 志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(住民基本台帳法第 14 条)	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	【戸籍に関する事務】戸籍総合システム	
行政機関等の名称	志摩市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍に関する記録の適正な管理のため	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 本籍・国籍、8 職業・職歴、9 家族状況、10 親族・続柄、11 婚姻歴、12 病歴	
記録範囲	志摩市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 志摩市役所 市民生活部 市民課	
	(所在地) 志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍の訂正申請（戸籍法第 113 条から第 116 条）	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	【住民基本台帳の記録】住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム	
行政機関等の名称	志摩市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード及び通知カード等の交付・異動・更新等の管理のため	
記録項目	1 整理番号、2 氏名、3 性別、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 住所、7 個人番号	
記録範囲	志摩市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 志摩市役所 市民生活部 市民課	
	(所在地) 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	漏えいして不正利用の恐れがある場合の個人番号指定請求(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		